

## 第2編 大学 > 第7章 学生生活

### 麗澤大学同好会に関する規程

昭和52年4月1日制定  
平成29年4月1日最近改正

(新設手続)

第1条 学生が同好会を新設しようとするときは、学長に申請し、許可を受けなければならない。

(成立人数)

第2条 同好会成立の必要最低人数は、15名とする。

(認可時期)

第3条 同好会の新設認可時期は、原則として4月末及び9月末とする。

(規程の適用)

第4条 同好会の諸活動に関しては、麗澤大学学生の集会・掲示・団体活動等に関する規程を遵守しなければならない。ただし、その活動が日常的なものであって、年度始めに許可を受けた活動に関しては、同規程第1条及び第2条に規定する手続を免除する。

(事務の所管)

第5条 この規程に関する事務は、大学事務局学生支援グループが所管する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、学生委員会で検討し、協議会の議を経て、学長がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成2年4月1日から改定施行する。
- 3 この規則は、平成4年4月1日から改定施行する。
- 4 この規則は、平成5年4月1日から改定施行する。
- 5 この規則は、平成8年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。